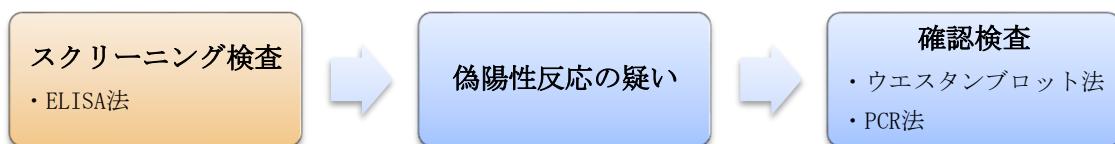


## ELISA 法 (特定原材料に準ずるもの)

### 1 食物アレルゲン検査(特定原材料)の流れ

“特定原材料に準ずるもの”には定められた検査法がありませんので、例として特定原材料の検査法を示します。

食品表示基準について(平成27年消食表第139号)別添「アレルゲンを含む食品の検査方法」では、ELISA法を用いたスクリーニング検査を最初に実施します。得られた検査結果について偽陽性反応<sup>\*1</sup>が疑われる場合、ウエスタンプロット法やPCR法を用いた確認検査を追加<sup>\*2</sup>で実施します。



このことから、“特定原材料に準ずるもの”的な検査においても、ELISA法での検査が可能な検査対象については、ELISA法を用いた検査からの実施をお勧めします。

\*1 ELISA法の特性として、対象タンパク質と似た構造を持つ他のタンパク質(小麦に対する大麦など)が検査キットに反応してしまう場合があり、これを偽陽性反応と呼びます。

\*2 “特定原材料に準ずるもの”で確認検査を実施する場合、PCR法を用いた検査となります。また、確認検査を追加でご依頼いただく場合には、別途費用が発生いたします。

### 2 検査対象と検査キット

タンパク質を指標とした検査を行います。定量範囲は、1.0～20.0  $\mu\text{g/g}$ です。

検査対象	検査キット
大豆	FASTKIT エライザ Ver. III シリーズ[日本ハム株式会社]

特定原材料に準ずるものに指定された原材料のうち、ELISA法での検査が可能なものは大豆のみとさせていただいております(2024年8月現在)。

### 3 検査結果

検査結果が定量下限を下回る場合は、「検出せず」としてご報告します。

検査対象タンパク質が検出され、その値が定量範囲内であった場合は、得られた数値をご報告します。

検査対象タンパク質が検出され、その値が定量範囲の上限を超える場合は「 $20.0 \text{ } \mu\text{g/g}$ 以上」としてご報告します。

### 4 検体必要量

1食分毎の単位にて $50 \text{ g}$ 以上をご用意ください。1食分が少量の場合は、合わせて $50 \text{ g}$ 以上となるようにご用意ください。原料の場合は $50 \text{ g}$ 程度をご用意ください。

### 5 検査に影響を及ぼす成分

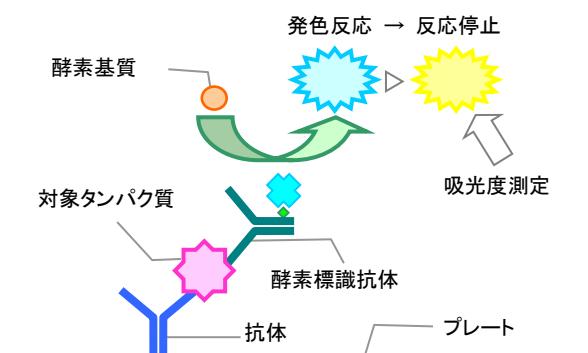
ポリフェノールのようにタンパク質を吸着する性質を持つ物質は、検査に対する妨害物質として作用し、検査結果に影響を与えることがあります。また、増粘剤や海藻に含まれるフコイダンのように粘性を有する物質は、抗原抗体反応を介さずに非特異的な吸着を示すことがあります。そのため、“これらそのもの”及び“これらを多く含む検体”では信頼性のある結果が得られない場合があります。

なお、検査結果に影響を与える物質は多種存在しますが、すべての物質が明らかにされているわけではないため、ご依頼をいただいた段階で影響を予測することは出来ません。

### 6 ELISA法(サンドイッチ法)の一般的な原理

ELISAは、Enzyme-Linked ImmunoSorbent Assay(酵素免疫測定法)の頭文字を取った略称です。抗原抗体反応を利用して対象タンパク質を検出します。

- ① プレートに固相化された抗体が対象タンパク質(抗原)を捕捉  
↓
- ② 捕捉された対象タンパク質に酵素標識した抗体が結合  
↓
- ③ 酵素基質との酵素反応により発色  
↓
- ④ 反応停止液を加えて反応停止  
↓
- ⑤ 発色強度を吸光度として測定  
↓
- ⑥ 作成した検量線から対象タンパク質濃度を算出



## 7 検査工程

① 前処理(均質化, 秤量)



② タンパク質の抽出(抽出液の添加, 振とう, 遠心分離, ろ過)



③ ELISA



④ 測定結果の解析(吸光度測定, 検量線の作成, タンパク質濃度の算出)



均質化



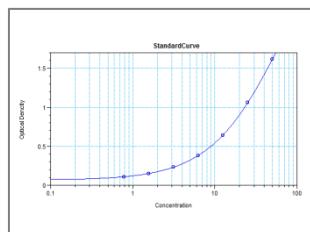
振とう抽出



ELISA



吸光度測定



検量線

以 上